

六



帯行政 28号

平成28年8月8日

帯広市監査委員 西田 譲 様
同 秋田 勝利 様
同 鈴木 仁志 様

帯広市長 米沢 則 寿
(総務部行政推進室担当)



監査の結果に対する措置の通知について

平成28年3月28日付帯監査第76号で報告のあった平成27年度下期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知いたします。



監査指摘	措置状況
<p>収入及び支出事務全般について監査した結果、事務処理は適正に行われており、継続して改善が図られていることが確認できました。</p> <p>このことは、適正な事務執行に向けての取組が、全庁的に浸透している成果であると評価いたします。</p> <p>また、政務調査費から制度改正された政務活動費について、収入及び支出事務をはじめ、その使途内容についても監査を行いました。各派ごとに会計帳簿や領収書等の証拠書類が整備されており、その執行内容は、帯広市議会政務活動費の交付に関する条例等に基づき適正に執行されていることを確認いたしました。</p> <p>政務活動費については、全国的にも住民から高い関心が寄せられております。今後とも政務活動費の使途の透明性の確保に努められますよう期待いたします。</p> <p>次に、昨年度、申請書類を二重送付した臨時福祉給付金の不適正事務の発生を契機として、対外的に送付する帳票等の事務処理手順が見直されたことから、この外部送付帳票等の受領・チェック事務を重点項目に設定して監査を行いました。</p> <p>その結果は、情報処理システム運用マニュアルに基づき適正に執行されていることが確認さ</p>	<p>今回の定期監査では、全体を通して適正に事務処理が行われていることが確認されました。</p> <p>各職場においては、指摘された事項について情報共有を図り、同じ誤りを繰り返さないための取組みを、全庁的に実施しており、今後も引き続き、関係法令等に基づき、適正な事務処理の徹底に努めます。</p> <p>政務活動費については、制度改正によって使途が拡大できるようになっており、今回の指摘事項も踏まえて、今後とも使途の透明性確保と適正な執行に努めます。</p> <p>対外的に送付する帳票等については、誤って送付する等の不適正事務を防ぎ、適正に執行する必要があることから、点検項目の抽出やチェック機能の強化等に取り組み、細心の注意を払っており、今後とも確認作業等を怠らず、事務の適正化に向けた対応を徹底します。</p> <p>事務処理の適正化にあたっては、これまでも再三にわたる注意喚起を行ってきましたが、国民健康保険料にかかる口座振替金額の誤りや、個人番号が記載された住民票の誤送付などの不適正な事務処理が繰り返されてしまっており、より一層適正な事務執行に努めます。</p> <p>市民の信頼に応える行政運営を行っていくためには、日常業務における様々なリスクをあら</p>

<p>れました。しかしながら、本年度においても、国民健康保険料にかかる口座振替金額の誤りや、個人番号が記載された住民票の誤送付などの不適正な事務処理が発生したところであり、より一層適正な事務執行に努める必要があります。</p> <p>今後においては、これまで以上に事務の適正執行に向けて、事務上のリスクを評価・管理する内部統制の充実、強化を図り、市民から信頼される行政運営に努められますよう期待いたします。</p>	<p>かじめ想定し、適切な事務執行を図っていくことが重要であり、今後においては、これまで以上に事務の適正執行に向けて、事務上のリスクを評価・管理する内部統制の充実、強化を図り、今回の監査結果も踏まえて、適正な事務執行に努めます。</p>
---	--